

第 123 期 中 間 決 算 公 告

2021年12月28日

長崎県長崎市銅座町1番11号
株式会社 十 八 親 和 銀 行
取締役頭取 森 拓 二 郎

中間貸借対照表（2021年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	1,086,492	預 金	5,261,584
コ ー ル ロ ー ン	278,643	譲 渡 性 預 金	252,432
買 入 金 銭 債 権	216	コ ー ル マ ネ ー	253,767
商 品 有 価 証 券	402	債券貸借取引受入担保金	142,624
金 銭 の 信 託	10,143	借 用 金	364,623
有 価 証 券	1,186,544	外 国 為 替	123
貸 出 金	3,946,008	そ の 他 負 債	9,424
外 国 為 替	2,767	未 払 法 人 税 等	391
そ の 他 資 産	37,379	リ ー ス 債 務	800
そ の 他 の 資 産	37,379	資 産 除 去 債 務	182
有 形 固 定 資 産	62,307	そ の 他 の 負 債	8,050
無 形 固 定 資 産	4,426	睡眠預金払戻損失引当金	1,668
前 払 年 金 費 用	6,494	再評価に係る繰延税金負債	7,446
繰 延 税 金 資 産	502	支 払 承 諾	17,447
支 払 承 諾 見 返	17,447	負 債 の 部 合 計	6,311,143
貸 倒 引 当 金	△44,482	(純資産の部)	
		資 本 金	36,878
		資 本 剰 余 金	81,196
		資 本 準 備 金	36,878
		そ の 他 資 本 剰 余 金	44,318
		利 益 剰 余 金	104,711
		そ の 他 利 益 剰 余 金	104,711
		固定資産圧縮積立金	122
		土 地 特 別 積 立 金	91
		別 途 積 立 金	50,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	54,496
		株 主 資 本 合 計	222,786
		その他有価証券評価差額金	41,911
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△928
		土 地 再 評 価 差 額 金	20,383
		評価・換算差額等合計	61,366
		純 資 産 の 部 合 計	284,152
資 産 の 部 合 計	6,595,295	負債及び純資産の部合計	6,595,295

中間損益計算書

〔 2021年4月1日から
2021年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		33,072
資 金 運 用 収 益	22,994	
(うち貸出金利息)	(16,220)	
(うち有価証券利息配当金)	(6,410)	
役 務 取 引 等 収 益	6,454	
そ の 他 業 務 収 益	144	
そ の 他 経 常 収 益	3,480	
経 常 費 用		26,326
資 金 調 達 費 用	325	
(うち預金利息)	(57)	
役 務 取 引 等 費 用	3,944	
そ の 他 業 務 費 用	1,101	
営 業 経 費	18,132	
そ の 他 経 常 費 用	2,822	
経 常 利 益		6,746
特 別 利 益		5
固 定 資 産 処 分 益	5	
特 別 損 失		188
固 定 資 産 処 分 損	162	
減 損 損 失	26	
税 引 前 中 間 純 利 益		6,563
法人税、住民税及び事業税	879	
法 人 税 等 調 整 額	235	
法 人 税 等 合 計		1,114
中 間 純 利 益		5,449

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

また、外貨建その他有価証券(債券)の換算差額については、外国通貨による時価を中間決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額(外貨ベースでの評価差額を中間決算時の直物為替相場で換算した金額)を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50 年

その他 3 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を推計し、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年～10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

9. 連結納税制度の適用

株式会社ふくおかフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

10. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合はその金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、役務取引等収益のうち、将来返金が見込まれる金額を収益から減額し、同額をその他の負債として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金が 58 百万円減少、その他の負債が 77 百万円増加、繰延税金資産が 19 百万円増加、1 株当たり純資産額が 2 銭減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 8 項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、時価算定会計基準第 20 項また書きに定める経過措置に従い、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金が 1 百万円減少、その他の資産が 1 百万円減少、繰延税金資産が 0 百万円増加、1 株当たり純資産額が 0 銭減少しております。

追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りに用いた仮定については、前事業年度の（重要な会計上の見積り）に記載した内容から重要な変更はありません。

なお、当該仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響が想定範囲を超えた場合には、今後の業績に影響を与える可能性があります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,110 百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 561,210 百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,080 百万円、延滞債権額は 52,993 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 122 百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 31,473 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 86,669 百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,528百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 382,936 百万円

貸出金 1,213,616 百万円

担保資産に対応する債務

預金 4,869 百万円

コールマネー 245,000 百万円

債券貸借取引受入担保金 142,624 百万円

借入金 362,100 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、現金預け金 1 百万円及びその他の資産 612 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 30,641 百万円及び保証金 725 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,101,584 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 1,077,601 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応

じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

12,878百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

61,218百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,181百万円であります。

13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)

10.00%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益2,723百万円及び償却債権取立益473百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,765百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、全て市場価格のない株式等であります。その中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	2,110
関連法人等株式	—

3. その他有価証券（2021年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	33,145	15,025	18,119
	債券	702,641	684,875	17,766
	国債	473,216	458,731	14,484
	地方債	59,488	58,448	1,039
	社債	169,937	167,695	2,241
	その他	249,111	223,542	25,568
	小計	984,897	923,443	61,454
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,981	5,256	△1,274
	債券	149,962	150,369	△407
	国債	87,994	88,227	△232
	地方債	25,896	25,926	△29
	社債	36,070	36,215	△145
	その他	41,446	41,686	△240
	小計	195,389	197,312	△1,922
合計		1,180,287	1,120,755	59,532

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,262
組合出資金	1,884

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象としておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2021 年 9 月 30 日現在)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021 年 9 月 30 日現在)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,371 百万円
税務上の繰越欠損金	2,700
退職給付引当金	2,487
有価証券償却	1,187
減価償却	1,554
繰延ヘッジ損益	405
連結納税に伴う時価評価益	3,980
その他	3,185
繰延税金資産小計	28,872
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,571
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,999
評価性引当額小計	△9,571
繰延税金資産合計	19,301
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,621
退職給付信託返還有価証券	△180
固定資産圧縮積立金	△50
連結納税に伴う時価評価損	△464
その他	△481
繰延税金負債合計	△18,798
繰延税金資産の純額	502 百万円

(1 株当たり情報)

- 1 株当たりの純資産額 103 円 36 銭
1 株当たりの中間純利益金額 1 円 98 銭

中間連結貸借対照表(2021 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,086,500	預 金	5,260,757
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	278,643	譲 渡 性 預 金	252,432
買 入 金 銭 債 権	216	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	253,767
商 品 有 価 証 券	402	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	142,624
金 銭 の 信 託	10,143	借 用 金	368,746
有 価 証 券	1,184,434	外 国 為 替	123
貸 出 金	3,934,267	そ の 他 負 債	11,659
外 国 為 替	2,767	退 職 給 付 に 係 る 負 債	33
リース債権及びリース投資資産	15,719	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,668
そ の 他 資 産	42,911	繰 延 税 金 負 債	369
有 形 固 定 資 産	62,477	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	7,446
無 形 固 定 資 産	4,469	支 払 承 諾	17,447
退 職 給 付 に 係 る 資 産	8,231	負 債 の 部 合 計	6,317,076
繰 延 税 金 資 産	364	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	17,447	資 本 金	36,878
貸 倒 引 当 金	△44,506	資 本 剰 余 金	86,062
		利 益 剰 余 金	101,919
		株 主 資 本 合 計	224,859
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	41,911
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△928
		土 地 再 評 価 差 額 金	20,363
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,208
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	62,554
		純 資 産 の 部 合 計	287,414
資 産 の 部 合 計	6,604,490	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,604,490

中間連結損益計算書（2021年4月1日から
2021年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		35,468
資金運用収益	22,999	
（うち貸出金利息）	（ 16,299 ）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 6,336 ）	
役務取引等収益	6,537	
その他の業務収益	4,742	
その他の経常収益	1,188	
経常費用		32,047
資金調達費用	339	
（うち預金利息）	（ 57 ）	
役務取引等費用	3,688	
その他の業務費用	5,059	
営業経費	18,761	
その他の経常費用	4,198	
経常利益		3,420
特別利益		5
固定資産処分益	5	
特別損失		951
固定資産処分損失	165	
減損損失	786	
税金等調整前中間純利益		2,474
法人税、住民税及び事業税	971	
法人税等調整額	32	
法人税等合計		1,003
中間純利益		1,471
親会社株主に帰属する中間純利益		1,471

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

十八総合リース株式会社

(連結の範囲の変更)

十八ビジネスサービス株式会社は、2021年7月28日に清算終了しております。なお、清算までの損益計算書については連結しております。

また、株式会社十八カードについて、2021年9月30日付で株式会社福岡銀行の子会社である株式会社FFGカードに、長崎保証サービス株式会社については、2021年9月30日付で株式会社福岡銀行の子会社であるふくぎん保証株式会社に、当行が保有する全株式をそれぞれ譲渡しております。

譲渡された2社については当中間連結会計期間末より連結の範囲から除外しておりますが、譲渡日までの損益計算書については連結しております。

② 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、すべて9月末日であります。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価を中間決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額（外貨ベースでの評価差額を中間決算時の直物為替相場で換算した金額）を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価

証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物については、主として定額法、その他の有形固定資産については、定率法を採用し、それぞれ年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3年～50年
そ	の	他
		3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、景気予測に基づくデフォルト率を推計し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、貸倒実績率等に基づく処理を行っております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損

益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年～10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) リース取引の収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準はリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(11) 連結納税制度の適用

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(12) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合はその金額を「その他業務費用」の国債等債券償還損に計上しております。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、役務取引等収益のうち、将来返金が見込まれる金額を収益から減額し、同額をその他負債として計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金が 58 百万円減少、その他負債が 77 百万円増加、繰延税金資産が 19 百万円増加、1 株当たり純資産額が 2 銭減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 8 項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第 20 項また書きに定める経過措置に従い、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金が 1 百万円減少、その他資産が 1 百万円減少、繰延税金資産が 0 百万円増加、1 株当たり純資産額が 0 銭減少しております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りに用いた仮定については、前連結会計年度の(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更はありません。

なお、当該仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響が想定範囲を超えた場合には、今後の業績に影響を与える可能性があります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に 561,210 百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,080 百万円、延滞債権額は 52,993 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 122 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 31,473 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 86,669 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2020 年 10 月 8 日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,528 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	382,936 百万円
貸出金	1,213,616 百万円
リース債権及びリース投資資産	373 百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,869 百万円
コールマネー及び売渡手形	245,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	142,624 百万円
借入金	362,188 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、現金預け金 1 百万円及びその他資産 612 百万円を差し入れております。

また、その他資産には金融商品等差入担保金 30,641 百万円及び保証金 743 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2020 年 10 月 8 日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出

を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,098,084 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が1,074,101 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行及び一部の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める地価税の算定価格に基づいて(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 12,905 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 62,794 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 7,181 百万円であります。
12. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.99%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 474 百万円、株式等売却益 432 百万円及び金銭の信託運用益 143 百万円を含んでおります。
2. 「営業経費」には、給料・手当 7,083 百万円、退職給付費用△314 百万円及び業務委託費 2,544 百万円を含んでおります。
3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,706 百万円及び株式等売却損 1,434 百万円を含んでおります。
4. 中間包括利益 2,894 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目及び「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 其他有価証券	1, 180, 287	1, 180, 287	—
(2) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	3, 934, 267 △44, 348		
	3, 889, 918	3, 924, 322	34, 403
資産計	5, 070, 206	5, 104, 609	34, 403
(1) 預金	5, 260, 757	5, 260, 815	57
(2) 譲渡性預金	252, 432	252, 437	5
(3) 借用金	368, 746	368, 125	△621
負債計	5, 881, 936	5, 881, 378	△558
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	66	66	—
ヘッジ会計が適用されているもの（＊3）	(1, 351)	(1, 351)	—
デリバティブ取引計	(1, 284)	(1, 284)	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（＊3）ヘッジ対象である貸出金・有価証券等の金融資産・負債のキャッシュ・フローの固定化、相場変動の相殺又は為替変動リスクの減殺を行うためにヘッジ手段として指定した金利スワップ・通貨スワップ等であり、繰延ヘッジ・特例処理・振当処理を適用しております。

なお、これらのヘッジ関係に、「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）（＊2）	2, 262
組合出資金（＊3）	1, 884

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当中間連結会計期間において、非上場株式について51百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券				
国債	561,210	—	—	561,210
地方債	—	85,385	—	85,385
社債	—	198,796	7,211	206,007
株式	37,126	—	—	37,126
外国債券	102,489	66,910	—	169,399
その他	9	—	8,594	8,604
資産計	700,835	351,091	15,806	1,067,733
デリバティブ取引				
金利関連	—	△1,194	—	△1,194
通貨関連	—	△89	—	△89
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
商品関連	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	△1,284	—	△1,284

(※) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日) 第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託の金額は112,553百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	3,924,322	3,924,322
資産計	—	—	3,924,322	3,924,322
預金	—	5,260,815	—	5,260,815
譲渡性預金	—	252,437	—	252,437
借入金	—	364,009	4,116	368,125
負債計	—	5,877,262	4,116	5,881,378

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が利用できない場合には、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、主として、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル3の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利に市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。これらについては、時価に対して観察できないインプットの影響額が重要な場合にはレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やオプション価格計算モデル等により算出した価額をもって時価としております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、市場金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。

店頭取引のうち、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2021年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.05% — 16.51%	0.59%
		倒産時の損失率	20.00% — 100.00%	54.99%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2021年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
其他有価証券								
社債	7,545	△2	△2	△328	—	—	7,211	—
其他	6,477	—	△5	2,122	—	—	8,594	—

(*1) 主に中間連結損益計算書の「其他業務収益」及び「其他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループでは、リスク管理部門（ミドル・オフィス）及び市場事務管理部門（バック・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、各部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や価格の時系列推移の分析、当行グループで算出した推定値との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示す推定値であります。倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の、債券の残高合計に占める割合を示す推定値です。倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他有価証券（2021年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	33,145	15,025	18,119
	債券	702,641	684,875	17,766
	国債	473,216	458,731	14,484
	地方債	59,488	58,448	1,039
	社債	169,937	167,695	2,241
	その他	249,111	223,542	25,568
	小計	984,897	923,443	61,454
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	3,981	5,256	△1,274
	債券	149,962	150,369	△407
	国債	87,994	88,227	△232
	地方債	25,896	25,926	△29
	社債	36,070	36,215	△145
	その他	41,446	41,686	△240
	小計	195,389	197,312	△1,922
合計		1,180,287	1,120,755	59,532

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	104円55銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	0円53銭